

蒲郡市給食用物資納入業者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市学校給食センターが使用する給食用物資（以下「物資」という。）納入に関して、給食の安全安心な提供を行うため、物資の品質及び安定的な供給を確保する必要があることから、物資を納入する業者（以下「納入業者」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

第2条 納入業者の登録基準は、次に定めるところによる。

(1) 基本条件

蒲郡市入札参加資格者名簿又は蒲郡市小規模契約希望者登録名簿に登録されていること。

(2) 衛生状況

ア 食品の製造・加工を行う業種にあつては、保健所発行の食品衛生監視票の総合点が81点以上であること。

イ 従業員の健康管理が十分に行われていること。

ウ 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備が備えられていること。

(3) 供給能力

ア 仕入れ又は製造加工能力を十分に備えており、給食実施に必要な所要量の供給ができること。

イ 指示する期日、時刻及び場所に納入ができること。

(4) 信用状況

ア 事業経歴が適正であり、経営状態が良好であること。

イ 学校給食及び食品に関する法令等が遵守されていること。

ウ 納税義務が履行されていること。

エ 学校給食の趣旨を理解し、協力的であること。

(申請書の提出)

第3条 登録を希望する納入業者は、蒲郡市給食用物資納入業者登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を、次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を受けた業種にあつては、営業許可書の写し
- (2) 食品の製造・加工を行う業種にあつては、食品衛生監視票の写し
- (3) その他教育委員会が特に必要と認める書類

（登録の実施）

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請に基づき、その内容を審査し、登録資格があると認める納入業者に対して蒲郡市給食用物資納入業者登録証（第2号様式）を発行するとともに、当該納入業者を蒲郡市給食用物資納入業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

- 2 前項に規定する登録（以下「定時登録」という。）は、2年ごとに西暦の奇数年の4月1日に行うものとする。ただし、教育委員会が必要であると認めるときは、定時登録の期日以外の日をもって登録を行うことができる。

（有効期間）

第5条 登録の有効期間は、当該登録の日から次に行う定時登録の期日の前日までとする。

- 2 有効期間満了後も引き続き登録を受けようとする納入業者は、登録の更新をしなければならない。この場合において、前2条の規定を準用する。

（登録事項の変更等）

第6条 第4条第1項の規定により登録名簿に登録された納入業者（以下「登録業者」という。）は、申請事項に変更があつたとき又は事業を廃止したときは、速やかに蒲郡市給食用物資納入業者登録事項変更・廃止届（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第7条 教育委員会は、登録業者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 第2条の規定による登録基準を満たさなくなったとき。
- (2) 登録業者が登録の取消しを申し出たとき。
- (3) 申請書等の記載事項について虚偽の事実があつたとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）その他関係法令の規定に違反して、契約に関し談合等の行為を行うなど不正又は不誠実な行為があつたとき。

(5) その他登録業者として、著しく適性を欠くと認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により登録を抹消したときは、当該登録業者に対し蒲郡市給食用物資納入業者登録抹消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月28日から施行する。